

〈中京〉宝くじ付定期預金（平成27～29年年末ジャンボ）



1. 商品名	・〈中京〉宝くじ付定期預金														
2. ご利用いただける方	・個人、個人事業主のお客さま														
3. 取扱期間（募集期間）	・2015年10月1日（木）～10月30日（金） ※取扱期間中であっても、募集総額50億円に達した時点で販売を終了いたします。														
4. 預入期間	・3年 ・店頭およびインターネットバンキング（〈中京〉ダイレクトねっと版）は自動継続扱いのみ、ATMは自動継続扱いもしくは普通定期扱いとなります。なお、総合口座の場合は自動継続扱いのみとなります。														
5. 預入方法															
（1）預入方法	・現金または振り替えによりお預け入れいただきます。 ・店頭、ATM、〈中京〉ダイレクトねっと版でお預け入れいただけます。 ※ATMでのお預け入れは、通帳式に限ります。また、ATMでのお預け入れ時に、硬貨でのお預け入れはできません。														
（2）預入金額	・100万円以上（100万円単位） ※新規のお預け入れに限ります。既に当行にお預け入れいただいている他の定期預金からの預け替え（中途解約・ご継続）は対象外となります。														
6. 募集総額	・50億円														
7. 利息															
（1）適用金利	・お預け入れ時の店頭表示金利といたします。 ※満期日以後のご継続には、ご継続時のスーパー定期の店頭表示金利を適用いたします。 ※普通定期扱いの定期預金の満期日以後のお利息は、ご解約日または新たにご継続する日（書替継続日）における普通預金利率により計算します。														
（2）利払頻度	・お利息は、中間利払日（お預入れ日から満期日の1年前の応答日までの間に到来するお預入れ日以後1年毎の応答日）以後、及び満期日以後に分割して支払います。（中間利払日または満期日が銀行休業日の場合は、翌営業日となります。） ・中間利払日に支払うお利息は、お預入れ日から中間利払日前日までの日数に、中間利払利率（適用金利×70%、小数点第3位以下切り捨て）を乗じて計算します。														
（3）計算方法	・1年を365日とする日割計算（付利単位1円）														
（4）税金	・源泉分離課税の場合はお利息に20.315%（国税15.315%・地方税5%）の税金がかかります。														
（5）金利情報入手方法	・金利は当行窓口もしくはホームページ（ http://www.chukyo-bank.co.jp ）でご確認ください。														
8. 満期時のお取扱い	・満期日以後はスーパー定期のお取扱いとなり、宝くじの贈呈はございません。														
9. 中途解約	・満期日前に解約する場合は、次の解約利率（小数点第3位以下切り捨て）により計算した利息とともに払い戻します。ただし、中途解約利率と既に支払い済みの中間利払利息との差額を清算していただく場合があります。														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>預入後経過した期間</th> <th>中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td>解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>適用金利×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6か月未満</td> <td>適用金利×50%</td> </tr> <tr> <td>1年6か月以上2年未満</td> <td>適用金利×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6か月未満</td> <td>適用金利×60%</td> </tr> <tr> <td>2年6か月以上3年未満</td> <td>適用金利×70%</td> </tr> </tbody> </table>	預入後経過した期間	中途解約利率	6か月未満	解約日における普通預金利率	6か月以上1年未満	適用金利×40%	1年以上1年6か月未満	適用金利×50%	1年6か月以上2年未満	適用金利×60%	2年以上2年6か月未満	適用金利×60%	2年6か月以上3年未満	適用金利×70%
預入後経過した期間	中途解約利率														
6か月未満	解約日における普通預金利率														
6か月以上1年未満	適用金利×40%														
1年以上1年6か月未満	適用金利×50%														
1年6か月以上2年未満	適用金利×60%														
2年以上2年6か月未満	適用金利×60%														
2年6か月以上3年未満	適用金利×70%														
	※ただし上記の利率が普通預金利率を下回る場合には普通預金利率を適用します。														

10. 贈呈する宝くじ	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度、平成28年度、平成29年度 年末ジャンボ宝くじ（11月下旬に発売予定、宝くじ番号通知は12月上旬予定） ※贈呈する宝くじは「連番くじ」となります。 お預け入れ金額100万円ごとに、「年末ジャンボ宝くじ」を毎年5枚、3年間で計15枚贈呈いたします。 										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>お預け入れ金額</th> <th>宝くじ贈呈枚数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100万円</td> <td>5枚</td> </tr> <tr> <td>200万円</td> <td>10枚</td> </tr> <tr> <td>300万円</td> <td>15枚</td> </tr> <tr> <td colspan="2">以降100万円増えるごとに5枚ずつ贈呈</td> </tr> </tbody> </table>	お預け入れ金額	宝くじ贈呈枚数	100万円	5枚	200万円	10枚	300万円	15枚	以降100万円増えるごとに5枚ずつ贈呈	
お預け入れ金額	宝くじ贈呈枚数										
100万円	5枚										
200万円	10枚										
300万円	15枚										
以降100万円増えるごとに5枚ずつ贈呈											
	<p>※毎年10月末日の基準日に本定期預金残高があるお客さまを宝くじ贈呈の対象といたします。なお、基準日以前に本定期預金を解約された場合は、宝くじをお受け取りになる権利は消滅します。</p>										
11. 宝くじの保護預かり	<ul style="list-style-type: none"> 宝くじ現物の交付はいたしません。宝くじは当行で保護預かりとし、宝くじの保護預かり業務は当行からみずほ銀行に委託します。 										
12. 宝くじの番号通知ハガキ	<ul style="list-style-type: none"> お客さまには宝くじの現物ではなく「宝くじ番号」を記載した番号通知ハガキを基準日におけるお届けのご住所に送付いたします。（12月上旬を予定）このハガキは再発行いたしませんので大切に保管してください。 お客さまが当行に対してDM・セールス不要のお届けをしている場合でも、番号通知ハガキは送付いたしますのであらかじめご了承ください。 「宝くじの番号通知ハガキ」では、宝くじが当せんした場合の当せん金の請求はできません。 										
13. 宝くじの当せんの確認及び当せん金	<ul style="list-style-type: none"> お客さまに贈呈した宝くじの当せんの確認及び「宝くじの日お楽しみ抽せん」（毎年9月2日に行われる前年のはずれくじの再抽せん）の当せん確認は、当行がみずほ銀行に委託し、みずほ銀行が行います。 当せん金は、定期預金のお預け入れ時にお客さまにご指定いただいた普通預金口座に抽せん日から1ヶ月以内（予定）にお振込みいたします。なお、当せん金が振り込まれる前に当該普通預金口座を解約された場合は、当せん金は振り込まれません。 当該普通預金口座を解約された場合などで、当せん金の振込が不能または遅延となった場合、当行及びみずほ銀行は当せん金の一切にかかる責任を負いません。 当せん金の抽せんにはずれ、「宝くじの日お楽しみ抽せん」において当せんされた場合は、みずほ銀行から賞品カタログが送付されます。 抽せんにはずれた宝くじについては、みずほ銀行が処分いたします。 										
14. 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 他の金利優遇商品やキャンペーン等との併用はできません。 金利環境等の変化により、商品内容や適用金利を変更したり、取扱いを中止することがあります。 										
15. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 少額貯蓄非課税制度の対象となるお客さまは、所定の手続きによりマル優のお取り扱いができます。 原則、満20歳以上の個人のお客さまは、総合口座のお取り扱いができます。（貸越利率は担保定期預金の適用金利に年0.5%上乗せした利率です。） 										
16. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 預金保険制度により下記の範囲内で保護されます。 預金保険制度により全額保護される決済用預金以外の預金と合算して、預金者お一人さまあたり1金融機関ごとに元本1,000万円までとそのお利息等 										
17. 当行が契約している指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 										